

## 受動喫煙防止対策の強化においてサービス業等への配慮を求める意見書

たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税は、国や地方自治体の重要な一般財源である。

これまで、受動喫煙防止対策の方向性を踏まえ、事業者はそれぞれの実情に合った自主的な取組を実施しているところであるが、本年10月に厚生労働省より公表され、次期通常国会に法案として提出されようとしている「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）（以下「たたき台」という。）」における受動喫煙防止対策は、これまで自主的に実施してきた取組をはるかに上回る厳格な対策であるため、その及ぼす影響に大きな懸念がある。

飲食・宿泊業等のサービス業では、たたき台における「原則建物内禁煙」という対策が利用客のニーズへの対応を著しく損ない、客数や客単価の減少により売上げが減少するおそれがある。また、多くの事業者は、いわゆる家族経営といった中小企業者であり、店舗の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、経営への影響は避けられない。加えて、効果的とされる分煙措置を探っている店舗・施設であっても、改めて撤去・改築のための追加費用が生じるおそれがある。

また、当県においては、葉たばこは平成27年度販売実績が16億円を誇り、地域農業を支える重要な基幹作物の一つと位置付けられており、たばこ販売店は、販売を通じて財政に多大な寄与をしているが、たばこの消費が減少する中、更なる対策強化によって、一層の消費減少が進めば、たばこ農家やたばこ販売店の経営に多大な影響を及ぼすものと考えられる。

よって、国においては、受動喫煙防止対策の強化を行うに当たって、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者については、十分に配慮すること。
- 2 効果的とされている分煙措置を探っている店舗・施設については、十分に配慮すること。
- 3 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
財務大臣  
厚生労働大臣

福島県議会議長 杉山純一